

少子化社会対策大綱の推進に関する検討会 中間評価 骨子（案）

第 1 はじめに

（少子化の現状認識）

我が国の総人口が 2008 年をピークに減少局面に入った後、出生数の減少は予想を上回るペースで進んでおり、2021 年の出生数は 81 万 1,604 人と過去最少¹と、少子化の進行は深刻さを増している。また、婚姻件数も、2021 年に 50 万 1,116 組と戦後最少²となっている。少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす国民共通の困難であり、まさに「静かなる有事」とも言うべき状況が進行している。

出生数は、長期的にみて減少傾向が続いているが、中でも、2020 年からの新型コロナウイルス感染症の流行は、結婚、妊娠・出産、子育ての当事者にも多大な影響を与えており、安心して子供を生み育てられる環境を整備することの重要性を改めて浮き彫りにするとともに、若い世代の将来不安などの影響を与えたと考えられる。こうした中、少子化が一層進行していくことが懸念される。

少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、健康上の理由など、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っている。

もとより、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであるが、個々人の希望の実現を阻むハードルを一つ一つ打破し、希望をかなえる道を切り拓いていくことが必要である。

（大綱の策定・検討会開催の経緯）

政府は、2020 年 5 月に「少子化社会対策大綱」（以下「大綱」という。）を策定し、大綱に基づき総合的な少子化対策を推進することとされている。また、大綱においては、施策の効果的な推進を図り、より実効性のある少子化対策を進めるため、施策の進捗状況等を検証・評価し、必要な見直しにつなげる P D C A サイクルを適切に回していくこととされている。

このため、少子化対策担当大臣の下に「少子化社会対策大綱の推進に関する検討会」（以下「本検討会」という。）を開催し、検証・評価の重点項目を定め、主な分野ごとに、施策の進捗状況等について検証・評価を行い、大綱の中間年である 2022 年の夏までに計●回にわたり議論を行った。

¹ 厚生労働省「令和 3 年（2021）人口動態統計月報年計（概数）」

² 同上

37 (取組状況の概括)

38 政府の取組を概括的にみると、大綱策定後、2021年度から2024年度末までの4年
39 間で約14万人分の保育の受け皿を整備する「新子育て安心プラン」の策定(2020年
40 12月)・実施、男性の育児休業取得を促進する「育児・介護休業法」改正法(2021年
41 通常国会で成立)の段階的な施行(2022年4月から)、不妊治療の保険適用(2022年
42 4月から実施)、児童福祉法改正法(2022年通常国会で成立)による子育て世帯に対
43 する包括的な支援のための体制強化など、新たな取組が実施されてきている。

44 一方で、今後更に充実を検討していくべき点として、若い世代の結婚支援、出産育
45 児一時金の増額を始めとした妊娠・出産支援、教育未来創造会議の第一次提言に盛り
46 込まれた給付型奨学金と授業料減免の多子世帯等の中間層への拡大といった経済的
47 負担の軽減などがある。こうした施策を含め少子化対策を強力に進めるためには安定
48 財源が必要であり、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含
49 め幅広く検討を進め、施策を充実していく必要がある。

50

51 (こども家庭庁創設の動き、こども基本法の成立)

52 本検討会において議論を進めていく間、政府において、新たなこども政策の推進の
53 在り方について検討が行われ、2021年11月には、こども政策の推進に係る有識者会
54 議³において提言が取りまとめられ、内閣総理大臣に対し手交された。同年12月には、
55 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣
56 議決定され、少子化対策を含むこども政策の新たな司令塔機能を担うこども家庭庁を
57 創設することとされ、「こども家庭庁設置法」等が2022年通常国会で成立した。

58 こども家庭庁設置法等と併せて、議員立法により「こども基本法」が成立した。同
59 基本法は、少子化社会対策基本法等の既存の基本法を包含するものとして、少子化対
60 策を含むこども施策の基本理念を規定するとともに、こども施策に関する大綱⁴(以
61 下「こども大綱」という。)を策定することとされている。

62 こども家庭庁は2023年4月に設置され、こども基本法及び基本方針に基づき、以
63 下の政策の柱を踏まえ、こども大綱を作成することとしている。

- 64 ① 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す
65 ② 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する
66 ③ 成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

67

68 (中間評価の位置付け)

69 本検討会の中間評価は、主な分野の方向性を示すとともに、大綱に基づく施策の進
70 捗状況、今後の課題や更に取り組むべき事項についてまとめたものである。これを基

³ こども政策に係る関係審議会等(本検討会も含む。)の会長等を構成員としている。

⁴ 少子化社会対策大綱等の内容も含むものと規定されている。こども大綱については、総理を長とするこども政策推進会議が案を作成し、内閣総理大臣が閣議の決定を求めること、また、こども政策推進会議は、大綱の案を作成するに当たり、こども等から意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされている。

71 に、今後、政府において、大綱に基づく取組が一層効果的かつ強力に推進されること
72 を期待する。

73 また、これからの日本を担っていくのは将来の世代・子供であり、少子化対策への
74 投資は、「人への投資」としても重要である。これから生まれようとする子供や親世代
75 も含めた支援が必要であり、少子化を「女性や子供の問題」とするのではなく、我が
76 国の経済社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であることを社会全体で認識す
77 る必要がある。今こそ、子供や若い世代への投資を惜しむべきではないという強力な
78 社会的ムーブメントを作り、社会全体で少子化対策を強力に進めていかなければなら
79 ない。

80 こうした考えの下、こども家庭庁においては、結婚・出産・育児に希望を持つこと
81 ができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項等を所
82 掌する立場から、少子化対策に関する司令塔機能を果たすことを強く期待する。

83 また、こども家庭庁の下で新たに策定される「こども大綱」においては、本検討会
84 の中間評価を踏まえた上で、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総
85 合的な少子化対策の取組を確実に引き継がれることはもとより、今後の「こども大綱」
86 の策定のための検討に当たっては、少子化対策をより重要な柱として位置付け、より
87 一層の充実が図られるよう、丁寧に議論が進められることを強く求める。

88 第2 重点項目に対する評価・今後の方向性

89

90 1 ライフステージを横断するテーマ

91

92 個々人のライフコースが多様化している中、若い世代が結婚や子供についての希望
93 を実現できる社会をつくるためには、様々なライフコースを選んだ方に対して、結婚、
94 妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた支援を行うとともに、各ライフステー
95 ジを横断した取組を進める必要がある。

96 本検討会では、ライフステージを横断するテーマとして、地域の実情に応じたきめ
97 細かな取組、働き方改革などの結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描けるような
98 環境づくり、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくりについて議論を行った。

99

100 (1) 地域の実情に応じた少子化対策

101

102 少子化の状況は、都市や地方など地域によって大きく異なっており、その要因や
103 課題にも地域差がある。このため、実効性のある少子化対策を進めるためには、国
104 における幅広い施策を講じることはもとより、住民に身近な存在である地方公共団
105 体において、地域の状況や特徴を分析し、それぞれの地域の実情に応じた取組を進
106 めていくことが重要である。

107 また、少子化・人口減少は、特に地方にとって深刻な問題となっていることから、
108 少子化対策を進めることは、地方創生の観点からも重要であり、地方創生と連携し
109 た取組を進めることが必要である。その際、若年層の女性が地方から東京圏へ大量
110 に流入し、少子化・人口減少が加速する要因の一つとなっていることを踏まえると⁵、
111 各地方において、出生率だけではなく、出生数の動向やその要因に目を向け、対策
112 を講じていく必要がある。

113 同時に、東京圏への女性の転入超過数が男性を上回る傾向が続いている中で、固
114 定的な性別役割分担意識を改革し、若い世代が描くライフデザインや結婚観の変化
115 も踏まえて、都会と地方で同様に仕事ができる環境づくりなど、女性や若い世代に
116 にとって魅力があり、選ばれる地域づくりも進めていく必要がある。

117 また、新型コロナウイルス感染症により、地方に対する意識にも変化が現れてお
118 り、地方移住に関心を持つ人の割合は、感染症拡大以後、増加を続けている。こう
119 した動きを捉え、若い世代・地方での子育てを希望する若い世帯の移住を更に後押
120 しすることは重要である。

121

⁵ 若い世代の女性が地方から転出すると母数となる女性の数が減少するため、出生率は必ずしも低下していない。一方で、出生数は大きく減り、結果として地方における少子化は深刻化する。(第2回天野馨南子構成員提出資料)

122 ア 結婚・子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援

123

- 124 ・ 地域の実情を踏まえた総合的な少子化対策の取組の面的な拡大、優良事例の情
- 125 報提供・横展開の推進

126

127 イ 地方創生の観点からの少子化対策

128

- 129 ・ 女性や若い世代にとって魅力ある仕事の創出、子育て世代の移住促進
- 130 ・ 地域の実情に応じた少子化対策の検討の更なる促進

131

132 (2) 働き方改革

133

134 働き方改革は、結婚の希望をかなえる観点から重要であり、雇用形態にかかわ
135 らない柔軟な待遇を確保することは、経済的基盤の安定につながる。また、長時
136 間労働の是正や柔軟な働き方を進めることにより、若い世代が多様な活動に参加
137 することができ、結果として出会いの機会の増加につながるとの指摘もある。

138 また、コロナ禍によりテレワークが普及してきた。テレワークの導入により、
139 男性の家事・育児参加と「家族重視」の姿勢を進め、生産性は低下していないと
140 の研究がある⁶ほか、夫の家事・育児参加による妻の負担感の軽減、勤務可能な
141 時間が延びたことによる可能性の広がりなど、テレワークのポジティブな側面も
142 あるとの声も聞かれる⁷。こうしたことも踏まえ、コロナ禍を機に、テレワーク
143 の推進を含め、様々な働き方改革を一層進めていくべきである。

144 さらに、男女がより柔軟な働き方で、子育てしながらキャリアを築けるとい
145 う観点でも、転勤や単身赴任のあり方に配慮することが望まれる。

146

- 147 ・ テレワークの推進や転勤に関する雇用管理の周知も含めた、多様で柔軟な働き
148 方の推進

149

150 (3) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり

151

152 結婚、妊娠・出産、子育てというライフイベントが生じたときに、周囲から温
153 かく受け入れられ、必要な支えを得られることは、何よりも重要なことである。
154 結婚、妊娠・出産、子育てを大切にするという意識を社会全体で共有し、子供や
155 家族が大事にされる社会を目指していくことが必要である。

156 一方で、現状をみると、日本は子供を生み育てやすい国であると思わない割合

⁶ 第3回山口慎太郎氏提出資料

⁷ 第4回堀有喜衣氏提出資料

157 は61.1%に上っており、フランス(17.6%)、ドイツ(22.8%)、スウェーデン(2.1%)
158 と比べて高くなっている⁸。また、子供のいない人や若い世代ほど高い傾向にある。

159 子育てをしている父母などの保護者を周囲や地域が温かく受け入れ、支援をす
160 ることで次の世代も生きやすくなり、また、若い世代が前向きなイメージを持て
161 る、その地域で生み育てたいと思えるようになる。こうした観点から、今後、こ
162 ども家庭庁が旗振り役となり、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい機運醸成の取
163 組を強力に行っていくべきである。

- 165 ・子育て支援パスポートの普及・促進、地方公共団体が行う機運醸成の取組に
166 対する支援、子育て応援コンソーシアムの活用等を通じた理解促進による、
167 結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸
168 成
- 169 ・結婚・子育ての当事者やこれから結婚し子育てをしようとする若い世代の目
170 線に立った情報発信や、当事者に必要な時に必要な支援が確実に届くような
171 情報発信、こども家庭庁における情報発信の強化
- 172 ・少子化が与える影響や子供・子育て支援の重要性についての国民的理解の促
173 進

174 175 176 2 ライフステージ別のテーマ

177
178 核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家族の在り方
179 や家族を取り巻く環境が多様化している中、保護者の就業形態や就業の有無にかかわ
180 らず、どのようなライフコースを選んでも子供を安心して生み育てることができる環
181 境を整備することは、若者の将来に対する安心感にもつながると考えられる。

182 こうした観点から、本検討会では、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに
183 応じた支援について検証・評価を行った。

184 185 (1) 結婚

186
187 我が国の少子化の原因として、特に未婚化・晩婚化（若い世代での未婚率の上
188 昇や、初婚年齢の上昇）の影響が大きいと言われており、婚姻件数の減少、未婚
189 率の上昇は決して軽視できない状況になっている。現在も、大綱に基づき、若い
190 世代の経済的基盤の安定に向けた取組や地方公共団体による結婚支援の取組に
191 対する支援が行われているが、今後、若い世代の結婚の希望をかなえるための支
192 援をより効果的な形で一層充実させていくことが必要である。

⁸ 内閣府「令和2年度少子化社会に関する国際意識調査報告書」。「全くそう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合計した数値。

193 結婚の希望がかなえられない大きな理由の一つは「適当な相手にめぐり会わな
194 いから」であり⁹、見合い結婚や職縁結婚が減少した中、多くの地方公共団体にお
195 いて出会いの場・機会の創出支援が行われている。今後、こうした取組をより効
196 果的に行い、発展させていくことが必要であり、地元限定の利用にとどまらない
197 より広域での支援、コロナ禍を踏まえたオンライン化、官民連携など、より効果
198 的な結婚支援の在り方について検討していくことが求められる。

199 また、若い世代の非正規雇用労働者の未婚率は、特に男性で正規雇用に比べて
200 顕著に高くなっており、近年、男性が非正規雇用であることや収入が低いことと
201 未婚の割合が高いこととの関係が強まっているとみられる¹⁰上に、若者の初期の
202 キャリアにより婚姻率に差があるというデータもある¹¹。さらに、若者には「で
203 きれば仕事はしたくない」といった仕事離れの傾向が新型コロナウイルス感染症
204 の流行前からみられており、結婚や子育てを支える経済的基盤である仕事へのモ
205 チベーションが下がっているとの研究もある¹²。これらを踏まえると、コロナ禍
206 による状況の変化を見据えつつ、若い世代のキャリア形成を支援し、雇用の安定
207 を図り、経済的基盤を確保することが必要である。

208 このほか、若い世代の男女の描くライフデザイン・結婚観が変わっている一方、
209 労働市場が変わらないことが問題であり、古い家族価値観に基づく労働市場の改
210 革、IT環境向上が必要である。また、離婚率が高くなっていることも踏まえ、
211 若い世代の結婚や子育ての希望をかなえる観点から、結婚に至るまでのサポート
212 に加えて、子供を持ちたいと考える夫婦に対し、妊娠前からの夫婦で考える健康
213 支援を行うことや、子供のいる生活のイメージ（家事・育児分担のイメージ）を
214 持つことができるための支援を行うといった観点も重要であり、必要な支援につ
215 いて考えていくべきである。

216 217 ア 地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援

- 218
219 ・地方公共団体間の連携を伴う取組の推進とともに、地元利用にとどまらない広
220 域的なマッチング支援や地域経済界との連携などより効果的な結婚支援の在り
221 方の検討

222 223 イ 若い世代の経済的基盤の安定（雇用の安定）

- 224
225 ・若者の初期キャリアの形成支援、同一労働同一賃金の実現、非正規雇用労働者

⁹ 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

¹⁰ 第4回堀有喜衣氏提出資料

¹¹ 第4回松田茂樹構成員提出資料

¹² 第4回堀有喜衣氏提出資料

の正社員化等の支援

(2) 妊娠・出産

欲しい子供数を実現できない理由として3割の方が「欲しいけれどもできない」を挙げており、年齢が高くなるにつれて回答の割合が大きくなる¹³。晩婚化・晩産化が進んだ中で、妊娠・出産の希望をかなえるためには、プレコンセプションケア¹⁴を始めとした不妊治療に至る前の支援や、不妊治療への支援も含め、男女双方の問題として妊娠前からの支援を進める必要がある。

妊娠を希望する方もしない方も、また、不妊治療に至る前に、男女ともに性や健康に関する事実を知っておくことは必要であり、性や健康に関する基礎的な知識を若いうちから把握し、ライフイベントとどのように組み合わせていくかを前もって考えられるよう支援することが重要である。その際、出産は個人の意思決定に基づくものであることに十分に留意し、国が価値観の押しつけやプレッシャーを与えることのないようにしなければならない。

また、不妊治療¹⁵は、2022年4月から保険適用が開始されたことで、更に利用が進むことが期待される。一方、不妊治療経験者のうち16%が仕事を辞め、11%が不妊治療をやめている¹⁶ことを踏まえれば、不妊治療と仕事との両立支援を含め、不妊治療を受けやすい環境を引き続き整備していく必要がある。

また、誰もが安心して妊娠期間を過ごし、出産することができる環境を整備することが必要であり、特に、コロナ禍により妊産婦の方々が抱える様々な不安に寄り添うことが求められている。妊娠期から地域とつながることで安心感を得ることが重要であり、産前・産後サポート事業や産後ケア事業等において十分に情報提供を行うことなど、全ての人産前・産後を通じた支援を受けられるようにしていくことが必要である。あわせて、子育てのスタートから男性を巻き込んでいくため、両親学級や出産後のピアサポート等の意識啓発なども進めていくべきである。

このほか、出産育児一時金の増額を始めとして、経済的負担の軽減についても議論を進めることが求められる。

ア 妊娠前からの支援

¹³ 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」。また、WHOによれば、不妊の約半数は男性に原因があるとされている。

¹⁴ 女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取組

¹⁵ 全出生児に占める生殖補助医療による出生児の数は、2019年に60,598人（全出生児の7.0%。約14.3人に1人）となっている。

¹⁶ 平成29年度「不妊治療と仕事の両立に係る諸課題についての総合的調査」（厚生労働省）

- 257 ・不妊治療の保険適用の適切な運用、関係者への丁寧な周知
- 258 ・不妊治療と仕事を両立できる環境整備、企業の取組促進
- 259 ・プレコンセプションケアの推進

260

261 イ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

262

- 263 ・妊娠期から地域とつながり安心感を得ることができるよう、産前・産後サポー
- 264 ト事業、産後ケア事業の一層の推進

265

266 ウ 妊娠・出産に関する経済的負担の軽減

267

- 268 ・出産育児一時金の増額を始めとして、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減の
- 269 検討

270

271 (3) 子育て

272

273 仕事と子育ての両立の難しさ、子育て中の孤立感や負担感、子育てや教育にかかる
274 経済的負担の重さなど、子育ての希望の実現を阻む要因を一つ一つ取り除き、全
275 ての子育て家庭が、平常時・非常時を問わず、それぞれが必要とする支援にアクセ
276 スでき、安全かつ安心して子供を育てられる環境を整備する必要がある。

277 また、子供の頃の逆境経験は人生にわたって深刻な影響を及ぼし得ると考えられ
278 ており、経済問題やストレスは家族の抱える問題に関係していることから、子供が
279 健やかに育つためには、家族が幸せに暮らせることも重要である。家族・親の負担
280 が過重にならないよう、良好な成育環境をすべての子供に保障することが、安心し
281 て子育てできることにつながり、ひいては子供を生み育てる希望をかなえることにも
282 つながると考えられる。こうした観点から、今後、こども家庭庁において子供の
283 Well-being の観点から施策を進めていくことも重要である。

284 あわせて、様々な子育て支援について、定量的なデータのほか、当事者の安心感
285 や満足度の調査など様々なアプローチにより、子育て当事者の視点も踏まえながら、
286 地域の実情に応じた一層効果的な取組の推進が望まれる。

287 このほか、コロナ禍も踏まえデジタル技術がますます浸透していく中、オンライ
288 ンの活用により選択肢を広げることやICT化の促進が必要である。オンラインに
289 よる母子の健康相談や、一部の地域で進められている母子健康手帳アプリの拡大な
290 ど、対面のコミュニケーションで手が届きにくい取組への手当や、地域の見守り機
291 能が低下している場合の下支えとして子供の見守りをアプリなどを活用して支援
292 するなど、デジタル技術を活用した支援を一層進めていくべきである。

293

294 ア 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備

295

296 女性が働きながら出産・育児をするためには、働き続けることが可能な働き方
297 や職場の状況、保育所への入所、夫の家事・育児分担という条件がそろわなけれ
298 ば難しい状況がある。また、夫婦全体での子育て負担のみならず、夫婦間での配
299 分についても意識することが重要である。

300 また、男性の育休取得により数年後の男性の家事・育児時間が伸び、短期間で
301 あってもライフスタイルが変わったという研究があり¹⁷、男性が子育てに参画す
302 るためには、子育てのスタートラインから参画することが重要である。男性の育
303 児休業については、決して恵まれた人だけのものではなく、労働者の当然の権利
304 として、企業の意識改革を促す必要がある。

305 あわせて、新型コロナウイルス感染症の流行を契機にテレワークが広がってい
306 ったことも踏まえ、男性の育児参画を社会全体で強力に後押ししていくことも必
307 要である。

308

309 (ア) 待機児童の解消に向けた取組

310

- 311 ・待機児童の解消のための「新子育て安心プラン」、「新・放課後子ども総合プラ
312 ン」による受け皿整備の着実な実施
- 313 ・一時預かりなど保育所等の活用推進の検討

314

315 (イ) 育児休業、経営者等の意識改革、事業主の取組促進

316

- 317 ・男性の育児休業促進のための「産後パパ育休」等の育児・介護休業法改正法の
318 円滑な施行
- 319 ・男性が子育てのスタートから参画していくための両親学級やピアサポートなど
320 親の学びの場の提供・意識啓発の推進

321

322 イ 地域・社会による子育て支援

323

324 個々人のライフコースが多様化している中、保護者の就業形態や就業の有無等
325 にかかわらず、子育て家庭の多様なニーズに対応した多様な保育・子育て支援を
326 提供し、子育て当事者の目線に立ちながら、地域の実情に応じてそれらの充実を
327 図ることが必要である。

328 共働き世帯であるか否かに関わらず、保護者の育児疲れによる心身の負担を軽

¹⁷ 第3回山口慎太郎氏提出資料

329 減する目的での一時預かり事業の利用を促進することは重要である。

330 また、コロナ禍で里帰り出産が厳しい中、地域において敷居の低い寄り添い型
331 の支援体制も必要となっている。多機能型のサービスを利用した場合の方が高い
332 支援効果が見られたという調査もあり¹⁸、利用者支援事業によるサービス利用へ
333 の後押しやつながりが重要である。

334 このほか、保育所の整備が進み、8割超の地方公共団体で待機児童が解消され
335 た今¹⁹、保育所を新たに作るステージから、地域においていかに施設を効率的に
336 運営するかというステージに移行してきており、施設に余裕がある地域での受け
337 入れの在り方についても検討を進めていくべき時期に来ている。

338 こうした中、今後、こども家庭庁が司令塔となり、保育所、幼稚園、認定こど
339 も園のどの施設類型であっても、全ての子供への質の高い教育・保育を保障して
340 いくことが必要である。

341

- 342 ・関係機関が連携した多機能型の地域子育て支援拠点の更なる活用
- 343 ・一時預かりなど保育所等の活用推進の検討（再掲）

344

345 ウ 子育てに関する経済的支援・教育費の負担の軽減

346

347 理想の数の子供を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるか
348 ら」を挙げる割合は全体で56.3%となっており、理想の子供の数が増えるほどそ
349 の割合は高くなっている²⁰。

350 とりわけ、第3子以降を持ちたいとの希望に関しては、子育て、教育、住居な
351 ど様々な面における経済的負担の重さが希望の実現の大きな阻害要因となってい
352 ることから、必要な安定財源の確保とともに、多子世帯に配慮し、様々な面での
353 負担の軽減策を推進する必要がある。

354

- 355 ・児童手当法改正法附則に基づく、児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給
356 及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方についての検討
- 357 ・高等教育の修学支援新制度の丁寧な周知・制度見直しを見据えた効果検証、給
358 付型奨学金と授業料減免の多子世帯等の中間層への拡大、ライフイベントに応
359 じた柔軟な返還（出世払い）の仕組みの創設

360

361 エ 住宅支援、子育てに寄り添い子供の豊かな成長を支えるまちづくり

362

363 30歳未満の勤労単身世帯の1か月平均消費支出をみると、男女ともに長期的に

¹⁸ 第3回奥山千鶴子氏提出資料

¹⁹ 厚生労働省「令和3年4月の待機児童数調査のポイント」（令和3年8月27日公表）

²⁰ 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

364 見て住居費が占める割合は高くなっている²¹。また、子育て世帯のうち、望ましい
365 居住面積水準を達成しているのは42.4%（都市部では39.2%）にとどまっている²²。

366 こうした状況も踏まえ、2021年3月に策定された「住生活基本計画」に基づき、
367 子供を生き育てやすく良質な住宅の確保、子育てしやすい居住環境の実現とまち
368 づくりに向けた住宅支援を進めていくことが必要である。

369 あわせて、様々な支援が行われていることについて、分かりやすい情報発信を
370 し、子育て世代に必要なタイミングで届くようにしていくことが求められる。

371

372 ・子供を生き育てやすく良質な住宅の確保、子育てしやすい居住環境の実現とま
373 ちづくりに向けた住宅支援の推進（三世帯同居・近居支援を含む。）

²¹ 総務省「全国家計構造調査」（旧「全国消費実態調査」）。男性については、1969年の4.5%から、1989年に11.8%、2019年に26.0%と上昇している。女性については、1969年の5.6%から、1989年に17.8%、2009年に31.1%となった後、2019年に25.5%となっている。

²² 総務省「住宅・土地統計調査（平成30年）」及び国土交通省「住生活総合調査（平成30年）」を基に国土交通省において作成（第2回国土交通省提出資料）。なお、全世帯で見ると、望ましい居住面積水準を達成している割合は59.7%となっている。

374	第3	おわりに
375		
376		
377	参考1	構成員名簿
378		
379	参考2	開催実績
380		
381	参考3	数値目標の進捗状況